

第5部 施策の運用にあたって配慮する事項

この計画に定める交通安全施策については、次のような方針に基づいて運用するよう配慮する。

1 総合的な運用

交通の安全のため講すべき施策は多方面にわたっているが、これらの施策は相互に密接な関係があるので、有機的な関連を保たせつつ、総合的に運用するよう努める。

2 効果的な運用

施策の実施方法の選択にあたっては、交通事故の発生要因と各施策の事故防止の機能を十分勘案し、交通事故発生の防止に努める。

3 弾力的な運用

交通量、交通の流れ等の交通事情の変動に対応して常に交通の安全が確保されることとなるよう交通安全対策の点検とその改善に努める。

4 国民の協力の確保

国および地方公共団体の行なう交通安全施策に国民の声を反映させるとともに、交通安全施策に対する国民の理解と協力を得て、交通事故の防止に努める。

なお、交通の安全に間接的に影響する施策の運用についても、交通の安全を直接の目的とする施策と一体となって交通の安全に寄与することとなるよう適切な配慮を行なうものとする。